標識設置(建築計画のお知らせ)について

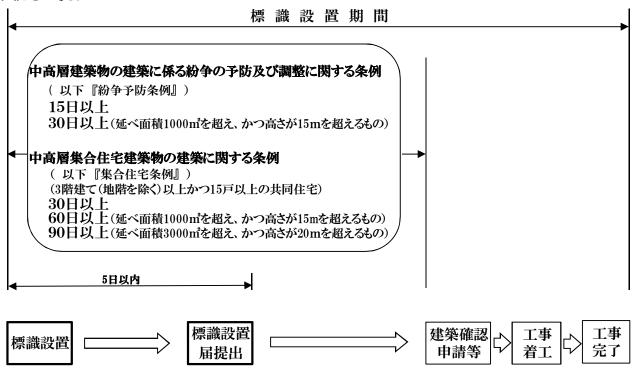
(1) 設置場所

敷地の道路に接する部分(2以上の道路に接する場合は、それぞれの接する部分)に、 地面から標識の下端までの高さが1メートルとなるように設置して下さい。

(2) 標識の形態



(3) 手続きの流れ



※ 標識設置届は、すみやかに(標識を設置した日を含め5日以内)建築課へ提出して下さい。

※『集合住宅条例』に該当する場合

『集合住宅条例』では、第6条の規定により建築計画の周知を図るため、「建築計画のお知らせ」を設置することになっています。

この標識は『紛争予防条例』による「建築計画のお知らせ」を使用することが可能です。以下のことに留意して使用してください。

- (1) 『集合住宅条例』と『紛争予防条例』の双方に該当する場合
 - 標識内最下欄を書き換える。

標識設置年月日			年	月	Ħ	
この標識は、	豊島区中高層建築	楽物の建築(に係る紛争	の予防ス	及び調整に	
関する条例第5条第	第1項 及び 豊島	区中高層集	合住宅建築	物の建	築に関する	
条例第6条第1項	の規定により設置し	したものです	0			
上記建築計画についての説明の申出は下記へご連絡下さい。						
(連絡先)			電話()		

または、標識内最下欄に「豊島区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例第6条第1項」と書き加える。

標識設置年月日		年	月	日		
豊島区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例第6条第1項						
この標識は豊島区中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第 5条第1項の規定により設置したものです。						
上記建築計画についての説明の申出は下記へご連絡下さい。						
(連絡先)		電記	舌()			

- (2) 『集合住宅条例』のみに該当する場合
 - ・ 標識内最下欄の「豊島区中高層建築物の建築に係る予防及び調整に関する条例第5条 第1項」を「豊島区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例第6条第1項」と書き換える。

標識設置年月日		年	月	Ħ		
この標識は	豊島区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例第6条					
第1項 の規定により設置したものです。						
上記建築計画についての説明の申出は下記へご連絡下さい。						
(連絡先)		電話	()			

- (3)計画建物が集合住宅条例第2条第2項に規定する「ワンルーム住戸」(専用面積30㎡未満) が存する場合は
 - ・標識の用途欄に共同住宅 戸(ワンルーム住戸 戸)と記載する。

建築	用	途	共同住宅 (ワンルーム住戸	戸 戸)	敷地	面積	
物の	建築	面積			延べ	面積	
概	構	造			基礎	工法	
要	階	数	地上 階 地下	階	高	さ	m

問い合わせ 豊島区 建築課 紛争調整グループ(03-3981-1391)